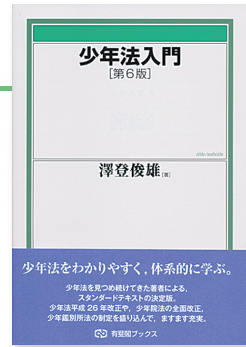


# 少年法入門〔第6版〕

澤登俊雄

2015年4月発売/372頁/本体2600円+税  
A5判/並製



編集  
担当者  
から

少年法はニュースでも度々とりあげられ、何かと耳目を集めることの多い法律です。ときにこの法律があるから重大な犯罪が見逃されるのだ、といった意見も聞きます。

それではこうした意見にどのように応えればいでしょうか。それにはそもそも少年法はどのような法律なのか、刑法や刑事訴訟法とどう違うのか、その役割・性格を理解する必要があります。

本書はまさに少年法の泰斗といえる著者による入門書で、少年法の理念から実務の運用までわかりやすくまとめられているロングセラーです。とくに第1部は「非行」の捉え方につき、社会との関わり方や時代状況といった観点から丁寧な考察がなされており必読です。読了後には少年法とはどのような法律か、しっかり理解できるようになるはずですよ。

第6版では平成26年少年法改正や、少年院法の全面改正、少年鑑別所法制定といった動きを新たに盛り込みました。

本号の特集をご覧になる際に、傍らに置いてご参照いただければ少年法の学習がより進むかと思えます。(井植)

## Point!



わかりやすく体系的に学べます。

図4 少年一般刑法(自動車運転過失致死傷等を除く少年刑法)検挙人員の年齢別人口比の推移(平成26年版「犯罪白書」105頁)

示しているが図4でも、交通関係業連合は自動車運転過失致死傷等を除く少年一般刑法検挙人員の人口比が低下して用いられる。図4で明らかのように、第3波の形成(関与参加)が低年齢化と密接に関係していることがわかる。

関連して、世代別非行少年率(各年齢ごとの少年一般刑法検挙人員が、同年齢の少年人口1000人あたりにおける比率)の推移を調べてみると、どの年代をとっても最も低い年齢が検挙されることわかる。すなわち、おおむね14歳から16歳の時に高率となり、その後は年齢が高くなるに従って低くなる。したがって少年は、14歳から16歳で最も高率に非行に走るが、その後は次第に非行から遠ざかることがわかる。ただし、世代が後になると、非行少年率が最も高くなる年齢が14歳から15歳、16歳へと遅くなる傾向が見られる。これに同じ、2000(平成18)年に17歳の高校生による殺傷事件やバス乗り取り事件が連続して発生し、期間の注目を集めたことと関連があるのか気にかかるところである(図5参照)。

次に、非行の一般化現象が指摘されるが、その意味は、両極の離れた中高家庭の少年による非行が増大しているということである。つまり、父親家庭や経済的豊かさから非行少年が産出されやすいという古来のなカエズムが崩壊しつつあることを指している。しかし、この一般化傾向は1975(昭和50)年